

委員 長 報 告 書

さる6月24日の本会議において、本委員会に付託された
議案第6号 市道路線の認定について
を審査するため、6月28日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告い
たします。

記

議案第6号は、サイクリングロードに通じる紀の川左岸堤防の一部区間
を国の占用許可を得て使用する路線について、新たに市道路線として認定
するものであり、委員会は現地におもむき調査ののち審査を行いました。

委員から、当該路線の効果について ただしがあり、橋本高野橋とサイ
クリングロードが接続することによる通行の利便性の向上に寄与する と
の答弁がありました。

当該路線の橋本中央中学校の通学路としての位置づけについて ただし
があり、中学校の通学に関しては、通学路の指定は元々行っていないが、
本路線を通学利用することにより、生徒の通学時の安全性がより確保され
ると認識している との答弁がありました。

今後の維持管理について ただしがあり、市が占用するアスファルト部
分から1m以内の範囲について、草刈り等の維持管理は市で行う との答
弁がありました。